

証券コード：2437
平成30年8月14日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社
代表取締役社長 倉 田 陽一郎

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月29日（水曜日）午後6時までまでに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年8月30日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.shinwa-wise.com/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(平成29年6月1日から
平成30年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調にありました。しかしながら、英国のEU離脱問題をはじめとする海外の政治や金融資本市場における不確実性の影響、また世界的な地政学リスクの影響を受け、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、オークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めました。また、エネルギー関連事業では低圧型太陽光発電施設の販売に集中的に取り組むとともに、新たな収益の柱となる事業の開発にも引き続き取り組み、グループ全体の安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

各事業の業績は次のとおりです。

①オークション関連事業

オークション関連事業は、古美術やワイン等の一部のオークションで、今後も継続が期待できるような好成績を上げる一方、近代美術の分野では、市場全体の流通量の減少傾向が続いており、出品作品の募集環境は依然厳しい状況にあります。当連結会計年度の取扱高は前年比42.8%増の4,277,014千円、売上高は前年比60.1%増の1,475,879千円、セグメント利益は140,601千円（前年度は112,475千円のセグメント損失）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

部 門		取 扱 高	前年比 増減	構 成 比 率	売 上 高	前年比 増減	構 成 比 率
		千円	%	%	千円	%	%
オークション事業	近代美術	1,874,195	30.0	43.8	360,520	17.1	24.4
	近代陶芸	299,205	△8.8	7.0	59,814	△13.3	4.1
	近代美術 Part II	245,770	8.7	5.8	58,806	9.7	4.0
	その他	985,429	64.2	23.0	188,839	36.3	12.8
	小 計	3,404,599	31.1	79.6	667,981	17.4	45.3
オークション関連事業	プライベートセール	845,335	159.4	19.8	770,832	167.3	52.2
	その他	27,080	△62.7	0.6	37,066	△42.8	2.5
	小 計	872,415	119.0	20.4	807,898	128.7	54.7
合 計		4,277,014	42.8	100.0	1,475,879	60.1	100.0

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

i) オークション事業

当連結会計年度は、合計で29回のオークションを開催しました。内訳は、近代美術オークション及び近代美術 Part II オークションを各6回、Bags / Jewellery & Watchesオークションを5回、近代陶芸オークションを4回、ワインオークションを3回、西洋美術オークション及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを各2回のほか、手塚治虫特別オークション1回です。

近代美術オークションは、前年比で出品点数4.5%減、落札点数4.7%減となりましたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率は平均で132.8%と高水準で推移し、また平均落札単価も前年比で36.3%と大幅に増加いたしました。

近代陶芸オークションは、前年比で出品点数17.0%減、落札点数16.6%減となりましたが、当連結会計年度も、2回の古美術を含むオークションが引き続き好調を保ち、エスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率は平均で173.4%と高水準で推移いたしました。また平均落札単価も前年比で9.4%増加いたしました。

近代美術 P a r t II オークションは、前年比で出品点数9.6%減、落札点数10.1%減となりましたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率は平均で143.3%と高水準で推移し、また平均落札単価も前年比で21.1%増加いたしました。

その他オークションでは、取扱高ベースで、西洋美術オークションが52.7%増、ワインオークションが47.2%増、及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションが150.9%増と、対前年比で大幅に増加しました。さらに当連結会計年度は、新たなカテゴリーのひとつとなり得る可能性を模索して、手塚治虫特別オークションを開催し、収益に貢献いたしました。

ii) オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、機動的なアートディーリングを行うギャラリー機能に特化したShinwa Prive株式会社が高額作品の積極的な取り扱いに努め、取扱高は前年との比較で159.4%増、売上高は前年比で167.3%増とともに大幅に増加し、収益に大きく貢献いたしました。

②エネルギー関連事業

エネルギー関連事業におきましては、50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売事業に関しましては、改正FIT法施行による一時的な市場の混乱で、売電の開始目処が把握できる発電施設の仕入れが困難な状況が続き、仕入れ後の連系前工事の遅延などが重なったため、引き続き利回り商品としての需要はあったものの計画どおりの供給が当期中に間に合わず、18基が次年度に回ることとなり、当連結会計年度は40基の販売実績となりました。その他、自社保有の太陽光発電施設による売電事業の売上は順調に推移しました。

また、当連結会計年度より開始したマレーシアにおけるPKS事業では、約3万トンのPKSの出荷を完了いたしました。仕入原価の設定と現地の販売管理費が当初計画より大幅に増加したことにより、第1期は大幅な赤字業績となりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、前年比71.4%減の1,262,679千円、セグメント損失は、226,600千円（前年度は479,244千円のセグメント利益）となりました。

③その他

当連結会計年度より参入したウェルスマネジメント分野における米国テキサス州の中古不動産物件紹介事業は、当初の予定よりも現地情報等の浸透に時間がかかり、購入者向けの融資にも当初の予定から約半年の時間を要したため、販売件数は合計18件と計画から大きく出遅れる結果となりました。

その他、ミャンマー連邦共和国において、少額資金を融資することにより生活水準の向上を図ることを目的としたマイクロファイナンス事業を開始し、約5,000名への少額融資を実行し、順調に事業を構築、拡大しております。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,781,368千円（前年比48.0%減）、営業損失181,854千円（前年度は364,615千円の営業利益）、経常損失265,494千円（前年度は303,389千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失257,306千円（前年度は166,315千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、67,922千円であります。その主なものは、エネルギー関連事業のPKS生産設備の取得19,052千円とオークション関連事業のギャラリー改装の建設仮勘定36,466千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。その当座貸越極度額の総額は1,600,000千円であり、連結会計年度末の借入実行残高は883,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

オークション関連事業においては、欧米のオークション市場では、世界的にも評価の高い一部の美術品について高額取引が成立しており、全体的には縮小傾向から若干の拡大傾向に転じています。アジアでは、大きなシェアを占める中国市場の過熱感は薄れましたが、今後は安定して推移すると思われます。そのような中、日本国内の美術市場にあっては、取引全体のボリュームは対前年比で若干の増加と堅調に推移してはいるものの、依然として先行き不透明感を払拭するまでには至っておらず、特に近代美術の分野では、市場全体の流通量の減少傾向が続いており、予断を許さない状況が続いております。

この状況は、現在進行中の「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けへの取り組みにとって極めて厳しいものではありませんが、当社グループがマーケットメーカーとして機能し、安定的な実績を上げることで、市場全体の安定化と規模の拡大を実現することが可能であると確信しており、信念をもって引き続き取り組んでまいります。

また、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社グループがオークション事業と画廊事業の両面からマーケットメーカーとしての役割をより鮮明に打ち出して日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組み、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

エネルギー関連事業においては、低圧型太陽光発電施設の中古市場の開拓にも本格的に注力し、PKS事業の早期立て直しを図ります。

また、新たな取り組みとして始動した、富裕層に向けた高額ダイヤモンド販売事業を収益の柱として育てていくなど、来期も、様々な事業主体との提携を含め、柔軟な発想で当社グループの成長戦略を支える将来の安定的な収益源となる新たな事業を模索してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 平成27年 5 月期	第 27 期 平成28年 5 月期	第 28 期 平成29年 5 月期	第29期 (当連結会計年度) 平成30年 5 月期
売 上 高	千円 2,948,057	千円 3,898,100	千円 5,348,142	千円 2,781,368
経常利益又は経常損失 (△)	千円 52,728	千円 332,332	千円 303,389	千円 △265,494
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	千円 16,368	千円 164,149	千円 166,315	千円 △257,306
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2円89銭	28円69銭	28円13銭	△40円93銭
総 資 産	千円 3,360,762	千円 3,959,187	千円 6,432,210	千円 6,188,627
純 資 産	千円 1,640,827	千円 1,772,974	千円 2,010,357	千円 1,906,976
1株当たり純資産	285円56銭	307円93銭	330円56銭	293円65銭

- (注) 1. 第26期、第27期及び第28期の売上高の著しい増加は、エネルギー関連事業における太陽光発電施設の販売台数の増加によるものであります。
2. 第26期の親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、オークション関連事業における内規に基づく在庫商品の評価減の積み増しによるものであります。
3. 第29期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主にエネルギー関連事業における太陽光発電施設の販売台数の減少及びマレーシアにおけるPKS事業の赤字業績によるものであります。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 平成27年 5 月期	第 27 期 平成28年 5 月期	第 28 期 平成29年 5 月期	第29期 (当事業年度) 平成30年 5 月期
取 扱 高	千円 4,287,701	千円 3,884,861	千円 2,767,515	千円 1,625,396
売 上 高	千円 1,093,697	千円 1,117,224	千円 1,631,758	千円 864,243
経 常 利 益	千円 32,801	千円 84,674	千円 35,881	千円 54,228
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 △9,281	千円 44,336	千円 30,379	千円 45,818
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△1円64銭	7円75銭	5円14銭	7円29銭
総 資 産	千円 2,932,705	千円 2,530,217	千円 3,567,537	千円 3,332,640
純 資 産	千円 1,632,279	千円 1,642,988	千円 1,745,096	千円 1,923,803
1 株 当 たり 純 資 産	284円23銭	285円72銭	287円18銭	300円15銭

- (注) 1. 取扱高とは、オークション落札価額（ハンマープライス）、プライベートセール及び交換会での取引価額等の総称であります。
2. 第26期の当期純利益の著しい減少は、オークション関連事業における内規に基づく在庫商品の評価減の積み増しによるものであります。
3. 第28期の売上高の著しい増加と経常利益の減少は、太陽光発電施設販売による売上高の増加と売上原価の上昇によるものであります。
4. 第29期の取扱高及び売上高の著しい減少は、平成29年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたことによるものであります。
5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社 (注) 1	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの企画及び運営
Shinwa Prive株式会社 (注) 2	10,000千円	100.0%	美術品取引 (画廊業)
Shinwa ARTEX株式会社 (注) 3	90,000千円	100.0%	エネルギー関連事業その他新規事業開発
Shinwa Market株式会社 (注) 4	10,000千円	51.0%	宝飾品を中心としたオークションの企画及び運営
シンワメディコ株式会社 (注) 5	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
Shinwa Medico Hong Kong Limited (注) 5	HKD20,000	52.5%	医療機関向け支援事業
SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED (注) 5	USD50,000	67.5%	ミャンマー連邦共和国における植林事業
SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED (注) 5・6	USD542,500	58.5%	ミャンマー連邦共和国におけるマイクロファイナンス事業
S H I N W A A P E C MALAYSIA SDN. BHD. (注) 5・6	MYR1,000,000	100.0%	マレーシアにおけるPKS事業

- (注) 1. 平成29年8月1日に、Shinwa Auction株式会社を設立いたしました。
 2. 平成29年6月8日に、Shinwa Prive株式会社を設立いたしました。
 3. 平成29年12月1日付でエーベック株式会社をShinwa ARTEX株式会社に商号変更いたしました。
 4. 平成29年12月1日付でJオークション株式会社をShinwa Market株式会社に商号変更いたしました。
 5. 当社の孫会社であります。
 6. SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED及びSHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。
 7. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(3) その他

持分法適用関連会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	HKD8,055,001	21.1%	香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、美術品売買 (主にコンテンポラリーアート)

4. 主要な事業内容（平成30年5月31日現在）

当社グループは、主にオークション関連事業及びエネルギー関連事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part II オークションを定期的に開催しております。その他、戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

オークション関連その他事業は、プライベートセール（オークション以外での相対取引である画廊事業等）を中心に、貴金属等買取サービス等も行っております。

部	門	主要な内容
オークション事業	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
	近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）
	近代美術Part II オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
	その他オークション	・戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション
オークション関連その他事業	プライベートセール	・オークション以外での相対取引である画廊事業等
	その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス他

② エネルギー関連事業

富裕層及び法人向けに、50kW級の低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の販売を行い、一部を自社保有して売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS（パーム椰子殻）の販売事業を行っております。

③ その他

海外不動産販売紹介事業、医療機関向け支援事業、保険事業、ミャンマー連邦共和国におけるマイクロファイナンス事業及び植林事業等を行っております。

5. 主要な事業所等（平成30年5月31日現在）

(1) 当社

本社	東京都中央区
----	--------

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都中央区
Shinwa Prive株式会社	東京都中央区
Shinwa ARTEX株式会社（注）1	東京都中央区
Shinwa Market株式会社（注）2	東京都台東区

- (注) 1. 平成29年12月1日付でエーベック株式会社をShinwa ARTEX株式会社に商号変更いたしました。
2. 平成29年12月1日付でJオークション株式会社をShinwa Market株式会社に商号変更いたしました。

(3) 孫会社

シンワメディコ株式会社	東京都中央区
Shinwa Medico Hong Kong Limited	中華人民共和国香港特別行政区
SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市
SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州 シャー・アラム 特別市

(4) 持分法適用関連会社

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区
--	----------------

6. 使用人の状況（平成30年5月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 (注)2	オークション関連事業	19(6)名	9名減少(2名減少)
	エネルギー関連事業	17(1)	2名増加(1名増加)
	HD（管理）	6(0)	－（－）
	小計	42(7)	－（－）
国外 (注)3・4	エネルギー関連事業	15(0)	－（－）
	その他	14(0)	－（－）
	小計	29(0)	－（－）
合計		71(7)	－（－）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、平成29年12月1日付で、持株会社体制へ移行いたしましたので、前連結会計年度末比増減の一部記載を省略しております。
3. 当連結会計年度から、国外のエネルギー関連事業会社1社を連結の範囲に含めることといたしましたので、前連結会計年度末比増減の記載は省略しております。
4. 「国外その他」として記載している使用人数は、いずれの事業区分にも属さない国外の子会社に属するものであります。当連結会計年度から、当該子会社を連結の範囲に含めることといたしましたので、前連結会計年度末比増減の記載は省略しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	20名減少	50.1歳	9.33年

(注) 持株会社体制への移行により、使用人数は、HD（管理）の使用人のみとなっております。

7. 主要な借入先（平成30年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	531,000千円
株式会社りそな銀行	394,000千円
株式会社東京スター銀行	300,000千円
株式会社みずほ銀行	235,000千円
株式会社関西アーバン銀行	225,000千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 持株会社体制への移行

当社は、平成29年12月1日付で、持株会社体制へ移行し、同日付で商号を「Shinwa Wise Holdings株式会社」に変更いたしました。また、当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、当社のオークション関連事業を、当社の完全子会社であるShinwa Auction株式会社に承継させ、当社は持株会社としてグループ会社の経営管理を担うことといたしました。

また、同日付で、当社の子会社であるエーパック株式会社をShinwa ARTEX株式会社に、Jオークション株式会社をShinwa Market株式会社に、それぞれ商号変更いたしました。

(2) 代表取締役の異動

代表取締役社長倉田陽一郎氏は、当期の業績に鑑み、孫会社であるSHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.の立て直しの陣頭指揮を含め、海外事業に専念することとなりました。また、グループの経営体制そのものを見直すにあたって、当社グループの主要な事業がほぼ国内事業であることから、第29回定時株主総会後に開催される取締役会において、現取締役会長の中川健治氏を代表取締役社長に選定する予定であります。

異動の内容は以下のとおりです。

氏名	新役職	現役職
倉田 陽一郎	取締役会長	代表取締役社長
中川 健治	代表取締役社長	取締役会長

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成30年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,250,900株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が324,000株増加しております。
(3) 株主数 3,563名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ジャパンヘルスサミット	336,500株	5.26%
株式会社SBI証券	332,185	5.19
采豊投資有限公司 常任代理人 三田証券株式会社	330,000	5.16
株式会社アセットマネジメント	290,000	4.53
倉 田 陽 一 郎	276,800	4.33
松井証券株式会社	136,900	2.14
中 川 健 治	130,000	2.03
則 本 敦	102,900	1.61
野村証券株式会社 常任代理人 株式会社三井住友銀行	82,800	1.29
永 富 義 人	80,000	1.25

- (注) 1. 当社は自己株式を852,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

平成29年11月2日開催の取締役会決議に基づき有償発行した第17回新株予約権の概要

新株予約権の数	7,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式720,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり43,300円 (1株当たり433円)
割当日	平成29年11月17日
新株予約権の割当対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 3名 (3,300個) 当社監査役 3名 (200個) 当社従業員 1名 (200個) 当社子会社取締役 4名 (2,200個) 当社子会社監査役 1名 (100個) 当社子会社従業員 6名 (1,200個)
新株予約権の行使期間	平成29年11月17日から平成34年11月16日まで
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満了日までに行使しなければならない。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	中 川 健 治	国内事業担当 Shinwa Prive(株)代表取締役社長 Shinwa ARTEX(株)取締役 Shinwa Market(株)取締役 シンワメディコ(株)取締役
代 表 取 締 役 社 長	倉 田 陽 一 郎	国内戦略・海外事業担当 Shinwa ARTEX(株)代表取締役社長 Shinwa Market(株)代表取締役社長 シンワメディコ(株)代表取締役社長 Shinwa Prive(株)取締役 Shinwa Medico Hong Kong Limited 代表取締役 SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED 取締役 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役 SHINWA MEDICO LINKING SYSTEM CO LIMITED代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 株式会社レジストアート取締役 中国芸術品投資管理有限公司董事 公益財団法人堀科学芸術振興財団理事
取 締 役	石 井 一 輝	管理担当 Shinwa Auction(株)代表取締役社長 Shinwa Prive(株)取締役 Shinwa Market(株)監査役
取 締 役	木 下 邦 彦	公認会計士 (株)丸八ホールディングス社外監査役
常 勤 監 査 役	羽 佐 田 信 治	Shinwa Auction(株)監査役 Shinwa Prive(株)監査役
監 査 役	足 達 堅	公認会計士 (株)一越社外監査役
監 査 役	佐 野 洋 二	弁護士 (株)ETSホールディングス社外監査役 (株)西銀座デパート社外監査役

- (注) 1. 平成29年8月30日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、取締役泉山隆氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役木下邦彦氏は、社外取締役であります。
3. 監査役足達堅氏及び監査役佐野洋二氏は、社外監査役であります。
4. 監査役足達堅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、取締役木下邦彦氏、監査役足達堅氏及び監査役佐野洋二氏の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 代表取締役社長倉田陽一郎氏は、当期の業績に鑑み、孫会社であるSHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.の立て直しの陣頭指揮を含め、海外事業に専念することとなりました。また、グループの経営体制そのものを見直すにあたって、当社グループの主要な事業がほぼ国内事業であることから、第29回定時株主総会後に開催される取締役会において、現取締役会長の中川健治氏を代表取締役社長に選定する予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	5 名	53,850千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(1 名)	(4,200千円)
監 査 役	3 名	22,100千円
(う ち 社 外 監 査 役)	(2 名)	(9,000千円)
合 計	8 名	75,950千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、年額150,000千円であります。
2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、年額50,000千円であります。
3. 取締役の支給人員は、平成29年8月30日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役木下邦彦氏は、株式会社丸八ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役足達堅氏は、株式会社一越の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役佐野洋二氏は、株式会社ETSホールディングスの社外監査役及び株式会社西銀座デパートの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (32回開催)		監査役会 (6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役木下邦彦	30回	93.8%	—	—
監査役足達堅	31	96.9	6回	100.0%
監査役佐野洋二	31	96.9	5	83.3

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

監査役足達堅氏は、公認会計士としての専門性を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 16,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「グループ行動憲章」を策定し、代表取締役社長が継続的にその精神を当社ならびに子会社の役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。

これらの徹底を図るため、当社は、コンプライアンスへの取り組みをグループ横断的に統括することとし、当社が中心となりグループ全体の教育等を行う。

また、法令上疑義のある行為について当社及び子会社の役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営する。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、当社の取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。当社の取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスク管理行動指針として、「リスク管理規程」を当社及び子会社の役員及び従業員に周知する。グループ各社は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行うものとし、グループ横断的リスク状況の監視及び対応は当社が行うものとする。定期的なリスク管理体制の見直しを当社の取締役会において行い、問題点の把握と改善に努める。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、当社ならびに子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成の進捗状況を管理できるよう、当社及び子会社の取締役会における月次の業績報告により、取締役が期中においてグループ全体の業績をタイムリーに把握できる体制を整備する。その他、この目標達成に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ・職務権限・意思決定ルールの策定
- ・経営会議の設置
- ・中期経営計画の策定
- ・中期経営計画に基づく業績目標と予算の設定

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理する。
当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示する。子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保する。
当社の監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査する。
当社の「内部通報制度」の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整える。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役は、必要に応じて当社の内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができる。当社の内部監査担当者は、当社の監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けない。なお、補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内的重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保する。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図り、また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができる。

監査役が監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役1名を含む4名の実任取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されています。

当社は、取締役会規程を含む社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度は32回の取締役会を開催し、各議案の審議では活発な意見交換がなされております。

監査役は、当事業年度において6回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を実施しております。監査役は、取締役会決議その他の取締役の意思決定に関して、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定過程の合理性、意思決定内容の適法性及び経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

子会社に対しては、一定基準に該当する重要事項については、当社取締役会での報告を義務付けており、子会社を含む当社グループの業務執行状況が、当社取締役会で報告されることにより、社外監査役が、独立した立場から当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、取締役会の他にも経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人と定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

子会社における内部統制システムが、一部有効に機能していなかった恐れがあります。財務の透明性、信頼性向上のため、内部統制システムの一層の強化と、その実効性の評価を通じて有効性を確保してまいります。

連結貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,779,872	流 動 負 債	3,207,216
現 金 及 び 預 金	2,103,966	買 掛 金	99,463
売 掛 金	420,699	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	498,114
オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	269,475	短 期 借 入 金	1,966,500
商 品	1,226,671	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	44,000
前 渡 金	393,484	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	240,672
繰 延 税 金 資 産	145,714	未 払 法 人 税 等	44,047
そ の 他	219,869	賞 与 引 当 金	11,425
貸 倒 引 当 金	△9	役 員 賞 与 引 当 金	6,739
		そ の 他	296,255
固 定 資 産	1,408,754	固 定 負 債	1,074,433
(有 形 固 定 資 産)	1,083,287	社 債	84,000
建 物 及 び 構 築 物	4,853	長 期 借 入 金	235,412
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	906,273	退 職 給 付 に 係 る 負 債	33,600
土 地	122,960	繰 延 税 金 負 債	123,981
建 設 仮 勘 定	36,466	長 期 割 賦 未 払 金	557,378
そ の 他	12,733	そ の 他	40,062
(無 形 固 定 資 産)	12,791	負 債 合 計	4,281,650
ソ フ ト ウ エ ア	12,791	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	312,675	株 主 資 本	1,882,345
関 係 会 社 株 式	70,600	資 本 金	1,073,780
繰 延 税 金 資 産	12,325	資 本 剰 余 金	680,020
そ の 他	245,097	利 益 剰 余 金	349,607
貸 倒 引 当 金	△15,347	自 己 株 式	△221,063
資 産 合 計	6,188,627	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,569
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,569
		新 株 予 約 権	3,419
		非 支 配 株 主 持 分	24,781
		純 資 産 合 計	1,906,976
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,188,627

連結損益計算書

(自 平成29年 6月 1日)
(至 平成30年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,781,368
売上原価		1,871,579
売上総利益		909,789
販売費及び一般管理費		1,091,644
営業損失(△)		△181,854
営業外収益		
受取利息	371	
未払配当金除斥益	137	
デリバティブ評価益	2,547	
法人税還付加算金	1,423	
その他	1,697	6,177
営業外費用		
支払利息	36,349	
為替差損	11,261	
支払手数料	27,258	
支払補償費	12,867	
その他	2,079	89,816
経常損失(△)		△265,494
特別利益		
新株予約権戻入益	7	
退職給付引当金戻入額	1,320	1,327
特別損失		
減損損失	16,006	
固定資産除却損	680	
事務所移転費用	12,299	
訴訟関連費用	17,244	
その他	1,210	47,441
税金等調整前当期純損失(△)		△311,608
法人税、住民税及び事業税	37,970	
法人税等調整額	△90,856	△52,885
当期純損失(△)		△258,722
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,415
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△257,306

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 6 月 1 日)
(至 平成30年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益額 計		新 子 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	為 替 換 算 定 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 額 計 累 合			
当 期 首 残 高	987,181	592,464	650,576	△223,655	2,006,566	△2,035	△2,035	3,616	2,210	2,010,357
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	86,599	86,599			173,199					173,199
剰余金の配当			△43,661		△43,661					△43,661
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△257,306		△257,306					△257,306
自己株式の処分		955		2,592	3,548					3,548
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)						△1,534	△1,534	△197	22,571	20,840
当期変動額合計	86,599	87,555	△300,968	2,592	△124,221	△1,534	△1,534	△197	22,571	△103,380
当 期 末 残 高	1,073,780	680,020	349,607	△221,063	1,882,345	△3,569	△3,569	3,419	24,781	1,906,976

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

Shinwa Auction株式会社

Shinwa Prive株式会社

Shinwa ARTEX株式会社

シンワメディコ株式会社

Shinwa Market株式会社

Shinwa Medico Hong Kong Limited

SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED

SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED

SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

SHINWA MEDICO LINKING SYSTEM CO LIMITED

シンワクリエイト株式会社

非連結子会社は、小規模会社であり、合計総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を適用しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社の数 1社

持分法を適用していない関連会社の名称

中国芸術品投资管理有限公司

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、Shinwa Auction株式会社及びShinwa Prive株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。またSHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED及びSHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.の重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Shinwa Medico Hong Kong Limited、SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED、SHINWA MICROFINANCE COMPANY LIMITED及びSHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし4月1日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

商品、製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。なお有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

8. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

定期預金	702,016千円
機械装置	860,442千円
土地	108,860千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	1,108,000千円
1年内返済予定の長期借入金	198,672千円
長期借入金	215,212千円
未払金	53,926千円
割賦未払金	557,378千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

273,426千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	6,926,900株	324,000株	—	7,250,900株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加324,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	862,800株	—	10,000株	852,800株

(注) 普通株式の自己株式の減少10,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日において発行している新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

2,181,800株

4. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年8月30日 定時株主総会	普通株式	43,661	7.20	平成29年5月31日	平成29年8月31日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年8月30日 定時株主総会	普通株式	46,066	利益剰余金	7.20	平成30年5月31日	平成30年8月31日

Ⅳ. 金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用は行っておりません。

営業債権である売掛金とオークション未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。オークション未収入金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及びオークション未払金との相殺を前提としております。

短期借入金は主に商品の仕入、売却用太陽光発電設備建設資金及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金及び長期割賦未払金は、設備投資に係る資金調達を目的としております。長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してリスクヘッジをしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現金及び預金	2,103,966	2,103,966	－
(2) 売掛金	420,699		
貸倒引当金（※1）	－		
差引	420,699	420,699	－
(3) オークション未収入金	269,475		
貸倒引当金（※2）	△9		
差引	269,466	269,466	－
(4) 前渡金	393,484	393,484	－
資産計	3,187,617	3,187,617	－
(5) 買掛金	99,463	99,463	－
(6) オークション未払金	498,114	498,114	－
(7) 短期借入金	1,966,500	1,966,500	－
(8) 1年内償還予定の社債	44,000	44,000	－
(9) 1年内返済予定の長期借入金	240,672	240,672	－
(10) 社債	84,000	84,000	－
(11) 長期借入金	235,412	235,412	－
(12) 長期割賦未払金（1年内含む）	611,304	609,088	△2,216
負債計	3,779,465	3,777,249	△2,216
(13) デリバティブ取引（※3）	(9,958)	(9,958)	－

※1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) オークション未収入金 (4) 前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金 (6) オークション未払金 (7) 短期借入金 (8) 1年内償還予定の社債 (9) 1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (10) 社債 (1) 長期借入金
これらの時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (12) 長期割賦未払金 (1年内含む)
長期割賦未払金 (1年内含む) の時価は、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (13) デリバティブ取引
デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 関係会社株式 (連結貸借対照表計上額70,600千円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,103,966	—	—	—
売掛金	420,699	—	—	—
オークション未収入金	269,475	—	—	—
前渡金	393,484	—	—	—
合計	3,187,626	—	—	—

4. 借入金及び割賦未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,966,500	—	—	—	—	—
1年内償還予定の社債	44,000	—	—	—	—	—
社債	—	44,000	25,000	10,000	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	240,672	—	—	—	—	—
長期借入金	—	62,072	17,332	17,332	17,332	121,344
長期割賦未払金 (1年内含む)	53,926	53,926	53,926	449,525	—	—
合計	2,305,098	159,998	96,258	476,857	22,332	121,344

V. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 293円65銭
1株当たり当期純損失 △40円93銭

VI. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,936,655	流 動 負 債	1,316,647
現 金 及 び 預 金	781,801	買 掛 金	439
オ ー ク シ ョ ン 未 収 入 金	6,735	オ ー ク シ ョ ン 未 払 金	2,333
未 収 入 金	292,890	短 期 借 入 金	1,095,500
商 品	874,255	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
前 渡 金	100	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	157,320
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	869,000	未 払 法 人 税 等	6,047
繰 延 税 金 資 産	71,474	賞 与 引 当 金	2,214
そ の 他	40,407	そ の 他	42,793
貸 倒 引 当 金	△9	固 定 負 債	92,189
固 定 資 産	395,984	社 債	35,000
(有 形 固 定 資 産)	41,067	長 期 借 入 金	40,900
建 物	2,480	退 職 給 付 引 当 金	8,450
車 両 運 搬 具	0	長 期 預 り 金	7,839
工 具 器 具 及 び 備 品	2,120	負 債 合 計	1,408,836
建 設 仮 勘 定	36,466	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	12,791	株 主 資 本	1,920,384
ソ フ ト ウ エ ア	12,791	資 本 金	1,073,780
(投 資 そ の 他 の 資 産)	342,125	資 本 剰 余 金	680,020
投 資 有 価 証 券	87,625	資 本 準 備 金	678,530
関 係 会 社 株 式	210,600	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,489
出 資 金	500	利 益 剰 余 金	387,646
敷 金 及 び 保 証 金	37,269	利 益 準 備 金	37,687
長 期 未 収 入 金	16,456	そ の 他 利 益 剰 余 金	349,958
繰 延 税 金 資 産	3,523	繰 越 利 益 剰 余 金	349,958
貸 倒 引 当 金	△13,847	自 己 株 式	△221,063
資 産 合 計	3,332,640	新 株 予 約 権	3,419
		純 資 産 合 計	1,923,803
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,332,640

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損益計算書

(自 平成29年 6月 1日)
(至 平成30年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		864,243
売上原価		420,140
売上総利益		444,103
販売費及び一般管理費		424,695
営業利益		19,407
営業外収益		
受取利息	5,450	
受取配当金	56,340	
その他	1,390	63,181
営業外費用		
支払利息	20,603	
支払手数料	7,118	
その他	638	28,361
経常利益		54,228
特別利益		
退職給付引当金戻入額	600	
新株予約権戻入益	7	607
特別損失		
移転費用	12,299	
その他	680	12,979
税引前当期純利益		41,855
法人税、住民税及び事業税	△29	
法人税等調整額	△3,933	△3,962
当期純利益		45,818

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 6 月 1 日)
(至 平成30年 5 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計	新 子 株 約 権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合 計				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	987,181	591,931	533	592,464	37,687	347,802	385,489	△223,655	1,741,480	3,616	1,745,096	
当 期 変 動 額												
新 株 の 発 行	86,599	86,599		86,599					173,199		173,199	
剰余金の配当						△43,661	△43,661		△43,661		△43,661	
当 期 純 利 益						45,818	45,818		45,818		45,818	
自己株式の処分			955	955				2,592	3,548		3,548	
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)										△197	△197	
当 期 変 動 額 合 計	86,599	86,599	955	87,555	—	2,156	2,156	2,592	178,903	△197	178,706	
当 期 末 残 高	1,073,780	678,530	1,489	680,020	37,687	349,958	387,646	△221,063	1,920,384	3,419	1,923,803	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

(自 平成29年6月1日 至 平成30年5月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

定期預金 605,014千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 995,500千円

1年内返済予定の長期借入金 140,520千円

長期借入金 24,500千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 103,901千円

4. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Shinwa ARTEX株式会社 1,097,364千円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 1,118,819千円

短期金銭債務 23,185千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 556,102千円

営業取引以外による取引高

受取利息 5,388千円

受取配当金 56,340千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	852,800株
------	----------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金否認額	684千円
退職給付引当金否認額	2,611千円
未払事業税否認額	1,369千円
減価償却超過額	877千円
貸倒引当金否認額	4,281千円
棚卸商品評価損否認額	69,170千円
関係会社株式評価損否認額	7,261千円
資産除去費用否認額	3,924千円
その他	13,844千円
小計	<u>104,023千円</u>
評価性引当額	<u>29,026千円</u>
繰延税金資産合計	<u><u>74,997千円</u></u>

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Shinwa Auction株式会社	所有直接 100%	役員兼任	経営指導料の収入	102,000	未収入金	111,727
				資金の貸付	336,000	関係会社短期貸付金	254,000
				資金の回収	82,000		
				受取利息	1,292	未収利息	—
子会社	Shinwa Prive株式会社	所有直接 100%	役員兼任	経営指導料の収入	132,000	未収入金	71,280
				商品売上	261,030	—	—
				資金の貸付	140,000	関係会社短期貸付金	140,000
				受取利息	776	未収利息	—
子会社	Shinwa ARTEX株式会社	所有直接 100%	役員兼任	経営指導料の収入	60,000	未収入金	64,800
				配当金受取	56,340	—	—
				資金の貸付	700,000	関係会社短期貸付金	450,000
				資金の回収	415,000		
				受取利息	2,945	未収利息	1,950
				債務保証(注3)	1,097,364	—	—

(注) 1. 上記金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件の決定にあたっては、資金の貸付については市場金利を勘案して行っております。

3. Shinwa ARTEX株式会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。取引金額については期末時点の保証債務残高を記載しております。

Ⅶ. 1 株当たり情報に関する注記	
1 株当たり純資産額	300円15銭
1 株当たり当期純利益	7円29銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記
 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月20日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 鹿 目 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月20日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社
の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益
計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附
属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及
びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含
まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に
対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準
拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどう
かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施
される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽
表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するた
めのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するた
めに、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者
が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類
及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計
の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点にお
いて適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、関係会社管理を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めますが、取締役の職務の執行につき、子会社における内部統制システムが一部有効に機能していないと判断される事実がありました。しかし取締役はその改善に取り組んでいるので、今後の改善状況について注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月20日

Shinwa Wise Holdings 株式会社 監査役会

常勤監査役	羽佐田	信治	印
社外監査役	足達	堅	印
社外監査役	佐野	洋二	印

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。

第29期の期末配当につきましては、当期の業績及び次期の業績見通しならびに直近の財務状況を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を促進するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円20銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は46,066,320円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年8月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営基盤の強化と充実を図るために、役付取締役として取締役会長を選定することができる旨を明記するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条から第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条から第49条 (条文省略)</p>	<p>第1条から第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名</u>、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第23条から第49条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任いただく取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 羽佐田 信治 (昭和37年12月10日生)	昭和60年4月 株式会社西武百貨店入社 平成3年4月 株式会社泰明画廊入社 平成12年10月 当社入社 営業部長 平成13年6月 当社常務取締役 平成24年8月 当社常勤監査役(現任) 平成29年6月 Shinwa Prive株式会社監査役(現任) 平成29年8月 Shinwa Auction株式会社監査役(現任)	55,000株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 羽佐田信治氏は現在当社の監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役羽佐田信治氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <small>たか</small> 高 <small>はし</small> 橋 <small>たか</small> 隆 <small>とし</small> 敏 (昭和45年6月7日生)	平成5年4月 KPMGピーターウィック株式会社入社 平成11年9月 アクタスマネジメントサービス株式会社入社 平成14年2月 税理士登録 平成14年10月 高橋隆敏税理士事務所代表(現任) 平成24年9月 エーパック株式会社(現Shinwa ARTEX株式会社)設立 代表取締役 平成25年4月 エーパック株式会社(現Shinwa ARTEX株式会社) 監査役(現任)	-

(注) 1. 高橋隆敏氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者とした理由

高橋隆敏氏は、税理士としての経験及び財務・会計に関する専門的な見識を有しております。また、平成25年4月からは当社子会社の監査役を務められ、当社グループの業務に関して深い見識を有しており、これらの知識及び経験は、当社グループの監査役職務の遂行に有益であることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 高橋隆敏氏がエーパック株式会社の代表取締役であった当時、同社は当社の子会社ではなく、当社が同社を取得して子会社化した際に、同氏は同社監査役に就任し、現在に至っております。

4. 社外監査役候補者の独立性について

高橋隆敏氏が代表を務める高橋隆敏税理士事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

5. 高橋隆敏氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」を満たしていると判断しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

6. 高橋隆敏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に係る基準について

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性及び透明性を確保するために、社外取締役（注1）及び社外監査役（注2）（以下、併せて「社外役員」といいます。）の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

1. 現在及び過去において、当社グループの業務執行者（注3）でないこと。加えて、社外監査役は、当社グループの業務執行を行わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。
2. 最近過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - （1）当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - （2）当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - （3）当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注4）に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - （4）上記2.（1）に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
3. 最近過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - （1）当社グループを主要な取引先（注5）とする者またはその業務執行者
 - （2）当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - （3）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - （4）当社グループから多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者またはその業務執行者
 - （5）当社グループとの間で、社外役員の相互就任（注7）の関係にある上場会社の出身者
 - （6）上記2.（2）に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - （7）上記3.（1）から（4）までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また独立した社外役員として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

注1：「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいいます。

注2：「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいいます。

注3：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいいます。

注4：「業務執行者のうちの重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいいます。

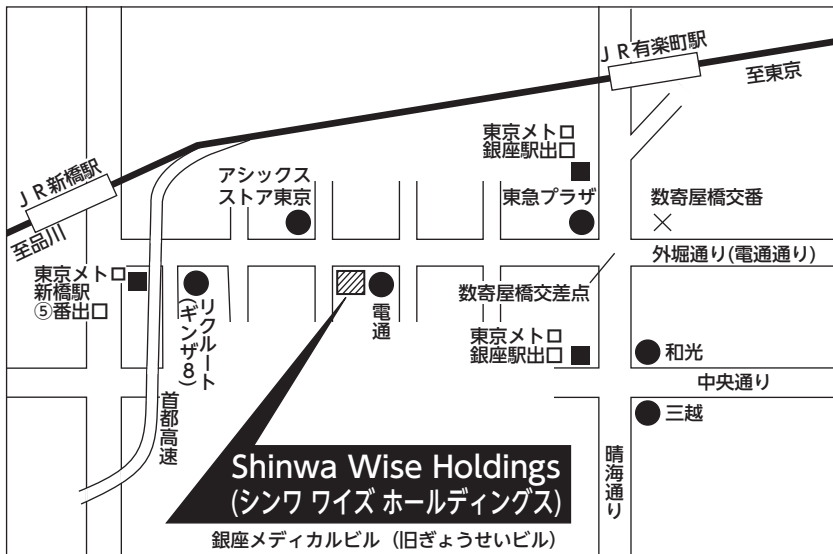
注5：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき連結売上高の10%を超える取引先である者または当社グループが借入をしている金融機関その他の大口債権者をいいます。

注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

注7：「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現任の社外役員をつとめている上場会社から、当社に社外役員を迎え入れることをいいます。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール
電話 03 (5537) 8024



交通 JR線 有楽町駅より徒歩8分
新橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線
銀座駅より徒歩6分
新橋駅⑤番出口より徒歩5分



なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、お車
でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。